

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	22 件
国民年金関係	13 件
厚生年金関係	9 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年10月から57年3月までのうちの1か月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年2月から同年7月まで
② 昭和56年10月から57年3月までのうちの1か
月

申立期間①については、会社を退職後、すぐに国民年金の加入手続を行った。加入手続時に口座振替による納付を申し込み、その手続が間に合わなかった期間の保険料を現金で納付した。

申立期間②については、昭和56年11月に結婚し、任意加入資格になっても継続して加入し、口座振替の方法で間違いなく納付したはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が国民年金の新規加入手続を行ったのは昭和56年6月16日であることが市町村に保管されている「国民年金異動届兼申請書」により確認でき、その際、51年2月10日にさかのぼって資格取得し、厚生年金保険被保険者資格取得に伴い同年8月1日に資格喪失しているため、加入手続を行った時点では申立期間①は時効により保険料を納付できない期間であるとともに、申立人は、所持している国民年金手帳以外に別の手帳を見たことがないと述べており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も無い。

一方、申立期間②については、申立期間は1か月と短期間であり、かつ、申立期間の前後は納付済みとなっており、とりわけ、申立人は、昭和56年6月16日に加入した際に、口座振替による保険料納付を依頼していたことから、申立人が継続して保険料の納付意思があったことがうかがえる。

また、申立期間②に係る資格得喪記録をみると、昭和56年11月11日付け

で婚姻に伴い強制加入から任意加入への種別変更が行われた後に、同年同月13日資格喪失、同年12月12日資格取得（任意）とされており、約1か月の任意資格期間中に、資格取得（強制から任意への種別変更）、資格喪失、再取得を繰り返しているのは不自然である。

さらに、社会保険庁の記録上、未納となっている月が特定できず、同一年度内に納付済みと未納とが混在している場合には存在するはずの被保険者台帳が社会保険事務所に存在していないことから、行政側の記録管理に不手際が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年10月から57年3月までのうちの1か月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から47年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から47年12月まで

昭和43年7月ごろ、A市に居住していた祖父が病で倒れたため、私が看病に行ったが間もなく死亡した。祖父が経営していた料亭を手伝う必要があったため、私はそのまま住み込みで働いており、その間、国民年金に加入し、47年12月まで集金人に保険料を納付していた。その後、今度は、私の父が病で倒れたので同年12月にB市に帰ったが、A市に居住していた時期の納付記録が未納又は免除とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。

また、①申立人がA市に居住していたのは、昭和45年3月から47年12月までであったことが戸籍の附票から確認できるが、申立人の国民年金手帳記号番号は、45年4月に払い出されており、申立人の主張どおり、A市居住時に加入手続がなされていること、②申立人が当時居住していた地区ではA市の職員による集金が行われていたことが確認できる上、申立人は集金人が40～50歳ぐらいの女性であったとするなど保険料納付に関する記憶も具体的であること、③保険料の納付意思を持ってA市で加入手続を行った申立人がA市居住時に保険料を全く納付していないとされているのは不自然であると考えられること、④社会保険庁の記録上、47年4月から同年12月まで申請免除とされているが、申立人は免除申請を行った記憶は無いと主張しているところ、この免除手続は当初47年4月から48年3月までの期間として処理が行われたものと推察されるが、申立人は、転居先のB市において48年1月から同年3月までの保険料を納付しており、申立人に当該期間の免除申請を行った意識が無か

ったことがうかがわれること、⑤申立人の夫は婚姻前の申立期間当時に申立人宅で集金人に会ったことがある等、申立期間の保険料納付を証言していること等を踏まえると、申立人の主張に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から同年3月まで

亡父が私の国民年金の加入手続を行い、家族全員（私、姉、兄、妹）の保険料を納付していたのに、私だけ未納があるのは納得できない。

特に、私と妹は双子で、同じように教育を受け、申立期間も一緒に洋裁学校に通っていたので、妹が納付済みであれば、私の分も同様に納付していたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しているほか、当時申立人と同居していた申立人の姉、兄、妹の3人はすべて納付済みとされており、同居家族の国民年金保険料を納付していたとされる申立人の父親は納付意識が高かったものと認められる。

また、申立人の妹は、申立期間に相当する期間については、社会保険庁の記録上、第1回特例納付により昭和47年3月8日に納付されているところ、①申立人の妹は、婚姻後（昭和45年11月）は自分で保険料を納付していたが、自分で特例納付をした記憶は無いと述べていること、②申立人とその妹の国民年金手帳記号番号は連番で払い出されており、これらの加入手続は申立人の父親が行ったと妹も証言しており、申立人の父親は双子の姉妹の国民年金の加入及び保険料納付を一緒に行う意識を持っていたことがうかがわれること、③申立人の兄の保険料については、申立人の父親が死亡するまで、父親が納付しており、申立人の父親は生前、子の国民年金の加入及び保険料納付に関心を有していたことがうかがわれること、④特例納付された時期において、申立人は、申立人の父親及び妹と同一社会保険事務所管内に居住していたことを踏まえると、申立人の妹の特例納付を行ったと考えられる申立人の父親が、双子の妹の保険料のみの特例納付を行い、申立人の保険料の特例納付を行わなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 1 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 3 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 1 月から同年 12 月まで

私の国民年金については、亡妻に加入手続及び保険料納付を任せており、亡妻が自分の国民年金保険料を納付する際、私の国民年金保険料も併せて納付していたので、申立期間が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、12 か月間と短期間であるとともに、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しているほか、申立人の加入手続及び保険料納付を行っていたとされる申立人の亡妻は、約 22 年にわたる任意加入期間を含め、保険料をすべて納付しており、年金に対する意識は高かったものと認められる。

また、①申立期間は、前後の期間が厚生年金保険加入期間で、社会保険庁の記録上未加入とされているが、申立人には、厚生年金保険から国民年金への切替機会が 3 回あり、このうち申立期間を除く 2 回は、厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行い、保険料を納付していること、②申立人とその亡妻の国民年金手帳記号番号は、昭和 36 年 1 月に連番で払い出されており、国民年金の加入及び保険料納付を夫婦一緒に行う意思があったことがうかがえる上、申立期間に相当する期間中、申立人の亡妻は国民年金に加入し、保険料を納付していたことを踏まえると、申立期間についても、申立人の亡妻が厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行い、保険料を納付していたとする申立人の主張に不自然さはみられない。

さらに、申立期間は、社会保険庁の記録上、未加入期間とされているが、申立人が所持している国民年金手帳の「国民年金の記録」欄には、市町村職員が記載したものと推察される、申立期間が加入期間となっている記録（被保険者となった日が昭和 59 年 1 月 1 日、被保険者でなくなった日が昭和 60

年1月7日と記載されている)があり、申立期間が加入期間であった可能性もうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から62年10月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年4月から62年10月まで

申立期間当時は、離婚して生活困難となったため、福祉事務所に生活保護の申請をして受給していた。国民年金保険料については、免除の届出をしていることは確かなので、この期間が免除期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、申立期間当時において、離婚し、子供3人(療育手帳所持)の親権者となっていたことが戸籍等により確認でき、当時の生活は困窮していたものと推認できる。

また、申立人については、申立期間当時における生活保護受給の有無が確認できる資料が保存されていないため、居住市等の公的機関においてもその確認はできないものの、申立人の主張する生活保護に係る受給手続及び受給金額、当時の生活保護基準、市役所、福祉事務所などの事務処理状況等は事実と合致するとともに、保険料免除の手続に関する記憶も具体的かつ鮮明であり、その主張には信憑性^{びよう}がある。

さらに、申立人の居住地区を管轄する福祉事務所に照会した結果、申立人が平成10年に生活保護を申請した際の面談記録に申立期間中に生活保護を受給していたとする記述が確認されるとともに、当時の地区担当の元民生委員や申立人の姉と妹からも申立期間当時の生活保護受給を含めた申立人の生活状況や親族の援助など具体的な証言が得られ、その内容も福祉事務所の事務処理や申立人の生活履歴等と合致する。

加えて、申立人については、申立期間以後の2回の離婚の際の、平成10年1月から同年8月までの期間及び11年7月から12年4月までの期間については法定免除となっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立期間の国民年金保険料は免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から同年12月まで

国民年金の加入手続を行った時期や場所等についてははっきりと覚えていないが、地区の公民館で婦人会による国民年金保険料の集金が行われていた。

毎月、保険料100円ぐらいを持ち寄り、国民年金手帳に印を押してもらっていた記憶があるが、当時の国民年金手帳は紛失した。農協に勤務するようになった昭和37年1月以前については納付した記憶があるので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人については、制度発足当初の昭和35年12月17日付けで、申立人の夫と連番で国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できる上、36年4月以後の国民年金加入期間については、申立期間を除きすべて保険料を納付しており（昭和50年10月には任意加入し、61年4月からは付加保険料も納付）、納付意識が高かったとも認められる。

また、申立人が居住する市町村に照会した結果、申立期間当時において、申立人の居住する地区に集金組織が存在していたことが確認できる上、集金組織による保険料の集金方法等についても、申立人の記憶とほぼ一致する。

さらに、制度発足当初から国民年金に加入し、納付意識が高かったと認められる申立人が、加入手続を行ったのみで9か月と短い申立期間の保険料を納付しなかったと考えるのも不自然である上、申立人の夫については申立期間は納付済みとなっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

岡山厚生年金 事案 262

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和33年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和6年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和33年10月1日から34年2月5日まで

昭和29年から平成元年3月までA社に継続して勤務していたにもかかわらず、本社からB支店へ転勤した時期に加入期間に空白が生じており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された経歴書及び退職証明書から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務(昭和33年10月に本社からB支店へ転勤)し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和34年2月の社会保険事務所の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は厚生年金保険被保険者資格取得日を昭和34年2月5日として誤って届け出たため、33年10月から34年1月の保険料を納付していないとしており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る33年10月から34年1月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

岡山厚生年金 事案 263

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日(昭和42年3月28日)及び資格取得日(昭和42年6月19日)を取り消し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年3月28日から同年6月19日まで

厚生年金保険の加入期間について、社会保険事務所に照会したところ、A社B工場に昭和41年9月から45年10月まで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間について被保険者期間に空白が生じており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録票及び在籍証明書により、申立人がA社に昭和40年6月19日から平成17年2月28日まで正社員として継続して勤務していたことが認められる。

また、A社の人事記録票から、申立人が申立期間においても業務内容及び勤務形態の変更が無かったことが確認できる上、申立人の複数の同僚はいずれも申立期間において厚生年金保険の記録が継続している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和42年2月の社会保険事務所の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和42年3月から同年5月までの保険料の納入の告知を行ってお

らず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から41年3月までの期間及び43年6月から45年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年1月から同年3月まで
② 昭和43年6月から45年3月まで

昭和40年11月に結婚し、亡義母が私の国民年金を41年1月から加入する手続きをしてくれた。町内会の人が集金に来て、私が夫の分と一緒に保険料を納付していたのに、私だけ未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人自身は国民年金の加入手続きに関与しておらず、加入手続きたとされる申立人の義母は既に死亡しているため、国民年金の加入状況が不明である上、社会保険庁の記録上、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和44年1月ごろ払い出され、41年1月にさかのぼって資格取得しているため、払出時点では申立期間①は時効により保険料を納付できない期間である。

また、申立人は申立期間①当時に国民年金手帳の交付を受けていたか否か不明であると述べている上、申立人の亡義母が加入手続きたと主張している時期の払出簿を調査しても申立人の名前は無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も無い。

さらに、申立人は、夫婦二人分の保険料を町内会の集金人に納付していたと主張しているが、社会保険庁の記録上、申立人の納付済みとされている期間はすべて、町内会の集金では納付できない特例納付又は過年度納付で納付されている上、申立人の夫は「妻とは別々に自分の保険料は自分が納付していた。」と述べており、申立人の主張と相違し、①申立人の夫も特例納付しているがその対象期間及び納付時期は申立人のそれと異なっている、②申立人が過年度納付している期間(昭和45年4月から46年4月まで)を申立人の夫は現年度納

付しているなど、夫婦別々に納付されていたことは市町村の被保険者名簿の記録からもうかがえる。

加えて、社会保険庁の旧被保険者台帳には、昭和 43 年度及び 44 年度に未納勧奨された事績があり、未納があったことがうかがえる。

このほか、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から49年12月まで
自分の将来のことを考え、昭和45年10月ごろに、A市で付加保険料を含む国民年金の加入手続を行った。
保険料の納付については、自宅に市役所の人か町内会の人が集金に来ており、そのことは夫も記憶している。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録上、申立人の資格取得は昭和50年12月26日（任意）であり、申立期間は保険料の納付を要しない任意未加入期間であるが、申立人が所持している国民年金手帳においても同日の資格取得とされており、申立期間が無資格期間であることは明らかである上、申立人は申立期間当時に国民年金手帳を所持していた記憶が無く、加入手続を行ったと主張している時期の払出簿を調査しても申立人の氏名は無いなど、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も無い。

また、①申立人は白色の領収書を受け取っていたと述べているが、A市に確認したところ、48年から50年ごろは茶色の領収書を交付しているなど白色の領収書を発行したことがうかがえないこと、②申立人は申立期間当時の集金人は女性であったと述べているが、申立期間当時国民年金に加入しており、申立人の隣に居住していた家主は、集金人は男性であったと証言していること等、申立人の主張は関係機関や関係者からの聴取結果と必ずしも符合しない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年12月まで
国民年金制度のことをラジオで知り、昭和36年1月ごろに加入手続を行った。
保険料の納付は、市役所の国民年金担当窓口で納付書を交付してもらい、出納窓口で保険料を納付していた。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録上、申立人の国民年金加入履歴は無く、申立人は申立期間当時に国民年金手帳の交付を受けた記憶は無いと述べているとともに、申立人が加入手続を行ったとされる時期（昭和35年10月から36年4月まで）の払出簿を調査しても申立人の氏名は無く、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は無い。

また、申立人は、納付書により市役所の出納窓口で保険料を納付し、保険料額は500円から1,000円ぐらいであったと主張しているが、当時は納付書ではなく、国民年金印紙を国民年金手帳に貼付し、検認を受ける印紙検認方式であり、申立人の主張する納付方法と相違する上、当時の保険料額も申立人の主張する金額と異なる。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年9月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年9月から51年3月まで
勤務先の会社が厚生年金保険に加入しておらず、両親が国民年金に加入していたので私も父親の事務により加入したが、社会保険庁の記録では加入時期が昭和51年4月とされており、申立期間は未加入とされている理由が分からない。申立期間の保険料は、集金人が2か月に1度自宅に集金に来て父親が納付していたと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立人の父親は既に死亡しているため、国民年金の加入状況及び保険料納付状況が不明である。

また、社会保険庁の記録上、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年4月に払い出され、同年同月に資格取得しており、申立期間は保険料を納付できない未加入期間であるが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の者の資格取得時期や納付開始時期をみても払出事務に明らかに不適切な状況は認められず、前後の任意加入者の資格取得時期は51年4月であることから、申立人もこのころに加入手続がなされたものと推察される。

さらに、申立人には申立期間当時に国民年金手帳が存在したか否かの記憶は曖昧である上、加入手続したと主張している時期（昭和42年9月から43年3月まで）の払出簿を調査しても申立人の氏名は無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も無い。

加えて、申立人の父親が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月から42年3月まで
申立期間のころは、生活上の金銭的なことは父親がすべて行っており、年金保険料についても父親が地域の集金組織を通じて税金などとまとめて支払ってくれていたものだと信じていたので、本当に未納なのか調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立人の父親は既に死亡しているため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、社会保険庁の記録上、申立人の国民年金手帳記号番号はその妻と連番で昭和43年1月に払い出されており、婚姻(昭和43年1月)を機会に加入手続が行われたものと推察され、払出しの時点では、申立期間の過半(昭和37年1月から40年9月まで)は時効により保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人は申立期間当時に国民年金手帳があったか否か不明であると述べているほか、申立てによる加入手続が行われたと推定される時期の昭和37年1月から同年4月までの払出簿を調査しても申立人の氏名は無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も無い。

加えて、申立人の父親が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山国民年金 事案 424

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 12 月、62 年 1 月及び平成 5 年 9 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 61 年 12 月及び 62 年 1 月
②平成 5 年 9 月

市役所から未納のはがきが来たので、市役所国民年金課の窓口で、その時点でさかのぼって納付できる保険料数万円を納付した。それよりずっと以前の期間（昭和 50 年ころ）が未納になっていたのを納付できないかを尋ねたところ、納付できないと言われ残念に思ったことを覚えている。申立期間について未納とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険庁の記録上、平成元年 12 月 28 日付けで第 3 号被保険者から第 1 号被保険者に種別変更の訂正処理がなされたことが確認できる。この記録訂正については、当該期間は当初、第 3 号被保険者であったが、申立人の夫が厚生年金保険を昭和 61 年 12 月 30 日資格喪失、62 年 2 月 1 日資格取得していることに伴う申立人の第 1 号被保険者への種別変更手続が適時に行われず、申立人の夫が平成元年 10 月に転職したころに記録の確認が行われ、訂正されたものと推察され、記録訂正された時点では、申立期間①は時効により保険料を納付することができない。

また、申立期間②についても、社会保険庁の記録上、平成 9 年 3 月 12 日付けで第 3 号被保険者から第 1 号被保険者に種別変更の訂正処理がなされたことが確認できる。この記録訂正は、上記と同様に、当該期間はもともと第 3 号被保険者であったが、申立人の夫が厚生年金保険を 5 年 9 月 26 日資格喪失、同年 10 月 4 日資格取得していることに伴う申立人の第 1 号被保険者への種別変更手続が適時に行われず、9 年 3 月 3 日に第 3 号被保険者特例措置の届出が行われたことにより、訂正されたものと推察され、この記録訂正された時点では、申立期間②は時効により保険料を納付できない。

さらに、申立人から聴取しても、市役所でさかのぼって保険料を納付した

時期や納付対象期間等の記憶が曖昧^{あいまい}であり、保険料の納付状況が不明である上、当時は市役所では過年度保険料の取扱いを行っていなかったことから、申立人の供述は不自然である。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 12 月、62 年 1 月及び平成 5 年 9 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 61 年 12 月及び 62 年 1 月
②平成 5 年 9 月

市役所から未納のはがきが来たので、私の妻が市役所国民年金課の窓口で、納付できる期間の保険料をその場で納付し、市役所の人に「これで期間がつながった」と言われたと妻が言っていたのに、未納期間があるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、昭和 61 年 12 月 30 日付けの厚生年金保険の資格喪失に伴う国民年金の強制加入期間であるが、申立人自身は国民年金の手續及び保険料納付はその妻に任せていたとして関与しておらず、申立人と同じ期間を申し立てている申立人の妻は、申立期間①は申立人の厚生年金保険の資格喪失に伴う第 3 号被保険者から第 1 号被保険者への種別変更の手續が適時に行われなかったため、平成元年 12 月 28 日付けでさかのぼって記録訂正されていることから、申立人についても適時に加入手續が行われなかったものと推察され、申立人の妻の種別変更の記録訂正が行われた元年 12 月時点では、申立期間①は時効により保険料を納付することができない。

また、申立期間②については、平成 5 年 9 月 26 日付けの厚生年金被保険者資格の喪失に伴う国民年金の強制加入期間であるが、社会保険庁の記録上、9 年 3 月 12 日付けで第 1 号被保険者としてさかのぼって資格取得した処理がなされたことが確認できる。この記録処理は、適時に加入手續が行われず、申立人の妻が 9 年 3 月 3 日に行った第 3 号被保険者特例措置の届出を機会として、職権で行われたものとみられ、この記録訂正された時点では、申立期間②は時効により保険料を納付することができない。

さらに、申立人の妻から聴取しても、市役所でさかのぼって保険料を納付した時期や納付対象期間等の記憶が曖昧であり、保険料の納付状況が不明である上、当時は市役所では過年度保険料の取扱いを行っていなかったことから、申立人の妻の供述は不自然である。

加えて、申立人の妻が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から51年3月まで
昭和48年3月にA町に転居し、半年ほど経過したころ、役場の女性職員から「今から国民年金を掛ければ、過去の厚生年金も加算され、年金の受給資格が得られる」という電話があった。すぐに役場に出向き、加入を行ったと思う。加入後は役場の窓口で納付し、その後は口座からの引き落としで納付したと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立期間当時において、その夫が共済組合（現在は厚生年金保険）の被保険者であった申立人は、国民年金については任意加入被保険者であり、社会保険庁の記録上、申立人が国民年金の資格を取得した昭和51年4月1日（国民年金手帳記号番号の払出日は昭和51年6月2日）時点では、制度上、さかのぼって国民年金の資格を取得し保険料を納付することはできない。さらに、申立人に交付された年金手帳は49年11月以降の様式のものである上、記載されている資格取得日は社会保険庁の記録と一致し、申立人について別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人は「加入後は役場の窓口で納付し、その後は口座からの引き落としで納付したと思う」と述べているが、当時、A町では国民年金保険料の口座振替は実施していなかったことが確認され、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から53年3月まで

私は中国残留邦人で、日本には昭和38年2月に帰還した。申立期間については、54年の夏ごろにボーナスで2年分の保険料を自分で市役所の窓口で一括納付した記憶があるにもかかわらず未納とされ、平成20年に国の中国残留邦人に対する支援策で納付済みとされたが、一時金から申立期間は控除され、還付もされていない。申立期間は自分で納付した期間であり納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、社会保険庁の記録によると、申立期間の加入記録は平成20年6月19日付けで新たに追加されたこと（追加処理）が確認されることから、昭和54年当時においては、申立人は国民年金に未加入であったことが推認される上、申立人が2年分を一括納付したとする主張については、申立期間以前の未納期間分（23か月分）の保険料を納付（特例納付）したことが確認できることから、この納付を示すと考えられ、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が主張するように、申立期間について昭和54年の夏ごろに納付したとすると、申立人の主張どおり申立期間の保険料を納付するには特例納付及び過年度納付により一括納付するほか方法は無いが、特例納付及び過年度納付については、申立人の主張する市町村の窓口では納付できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から46年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から46年6月まで
納付時期は覚えていないが、市役所から未納となっている保険料を支払うようにとのながきが届いたので、私自身が市役所(支所)に行って保険料を納めたのに、申立期間が未加入となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い。

また、申立期間当時において、申立人の夫が船員保険の被保険者であったことから、申立人については任意加入被保険者となり、社会保険庁の記録によっても、申立人は、昭和46年7月21日付けで国民年金に任意加入した記録(国民年金手帳記号番号の払出日は昭和46年8月14日)が確認される上、任意加入被保険者については、制度上、さかのぼって被保険者となり保険料を納付することはできず、申立人について別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は「市役所から未納となっている保険料を支払うようにとのながきが届いたので、私自身が市役所(支所)に行って保険料を納めた」と述べているが、市役所(支所)では過年度分の保険料を納付することはできない。

加えて、申立人は、健康上の理由もあり、国民年金の加入手続や保険料の納付金額等についての記憶が不明確であり、ほかに申立期間について保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年8月から51年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年8月から51年7月まで

昭和50年7月に関連会社に異動となった際、会社から社会保険に加入できないので、国民健康保険に入るように言われたため、妻がA市役所B支所へ行き、国民健康保険に加入した。その際、職員から国民年金の加入を勧められ加入手続をしたと思う。妻が毎月支所で保険料を納付しており、妻の納付記録があるのに、私が未加入となっているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻に聴取しても、加入手続及び保険料納付の事実を裏付ける具体的な証言等が得られない。

また、申立人の妻の国民年金手帳記号番号は昭和50年11月13日に払い出されており、前後に払出しを受けている39人を確認したが、申立人の名前は無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている形跡も見当たらない。

さらに、申立人の妻は、申立期間当時、夫婦二人の加入手続を行った記憶は無い上に、国民年金手帳は一冊しか持っておらず、国民年金保険料も一人分しか納付していなかったとしていることから、その妻が世帯主である申立人を加入させるつもりであったが、自分の加入手続を行い、気付かないまま保険料を納付していたと考えるのが自然である。

加えて、申立期間当時、申立人が住所を有していたA市には申立人の国民年金被保険者名簿は存在しておらず、かつ、申立人の妻の国民年金被保険者名簿によると、申立人の妻は当初、被用者年金制度加入者の妻と誤認され、任意加入資格を取得したと推察されるが、その任意加入者の夫が国民年金に加入することは制度上あり得ないことから、申立人の妻が任意加入した際に申立人の加

入手続を一緒に行ったとは考え難い。その上、その妻も申立期間のうち昭和51年4月から同年7月までの期間は未納となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から61年3月まで
申立期間中、Aクラブ（農家組合の婦人部）を通じて国民年金保険料を納付していた。保険料を義母に渡し、義母が集金に来た婦人部の代表者に渡していたのに、申立期間の納付記録が無いのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の義母が、申立期間中の申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人の義母は既に死亡しており、申立人自身は保険料の納付に直接関与していないため、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年7月17日に払い出されており、申立期間当時、申立人の夫は共済組合の組合員であったことから、申立期間については、申立人は任意加入の被保険者となり、制度上、さかのぼって国民年金に加入することはできない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている形跡も見当たらない。

さらに、申立人が住所を有していた旧B町（現在は、C市）では、申立期間について申立人の国民年金の加入及び納付記録は無く、国民年金制度発足以降、25年の長期にわたり事務処理が適切に行われなかったとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年7月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年7月から61年3月まで

昭和58年6月に会社を退職後、A市役所B支所に行き、国民健康保険の加入手続をした際、市の担当職員から国民年金にも加入するよう勧められ加入した。妻がB支所で保険料を納付していたのに、申立期間が未加入となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻が、申立期間中の申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、A市が保存している申立人の国民年金資格取得・異動届書によると、昭和61年4月21日付けで届書を提出し、61年4月1日から国民年金の資格を取得していることが確認できるとともに、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の妻と連番で払い出されており、それ以前にほかの国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

さらに、申立人の記憶は曖昧であり、申立人の妻は、昭和58年7月ごろにB支所に行った際、国民年金保険料は納付できない旨を市の職員に伝えたこと、及び61年4月ごろに申立人の国民年金の加入手続を行い、以後、市の職員が保険料の集金に来ていたことを記憶していることから、申立期間の保険料を納付していたとは考え難い。

加えて、申立人の妻も申立期間については未加入となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 264

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 11 月 1 日から 40 年 8 月 29 日まで
② 昭和 41 年 6 月 1 日から 42 年 2 月 1 日まで

申立期間についての厚生年金保険の加入記録について社会保険事務所に照会したところ、脱退手当金を受給しているとの回答を受けた。しかし、脱退手当金の申請手続きを行ったことはなく、脱退手当金を受給した記憶もないため、申立期間を加入期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約5か月後の昭和42年7月11日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 265

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 5 月から同年 10 月まで

申立期間は、繊維卸業を営んでいたA社に勤務し、出荷、荷造り、仕分けなどの仕事を行っており、同社は従業員も多く、当時一緒に勤務していた人達も厚生年金保険に加入していたと思う。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、事業主が申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立人が当該事業所に一緒に勤務していたと主張している同僚の厚生年金保険の加入状況についてみると、申立人と同様、厚生年金保険に加入していない者がみられる。

さらに、申立人が勤務していたと考えられる期間について、社会保険事務所の保管する当該事業所に係る被保険者原票をみると、申立人の氏名の記載は無く、整理番号に欠番も無い

加えて、雇用保険の加入記録によれば、申立人は、申立期間中、雇用保険の被保険者とはなっていない。

このほか、申立内容に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 266

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 9 月 1 日から 11 年 10 月 31 日まで
平成 3 年 9 月から 11 年 10 月末まで A 社に勤務し、厚生年金保険に加入していたが、今回、年金受給について調べたところ、標準報酬月額と厚生年金保険料が実際より少なくなっていた。申立期間について、標準報酬月額を実際の額にしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の可否を判断することとなる。

申立人の保管している給与明細書及び源泉徴収票において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、平成 7 年は 19 万円、8 年及び 10 年は 18 万円、平成 11 年 6 月から 9 月は 20 万円であり、一方、当該給与明細書及び源泉徴収票において確認できる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、平成 7 年及び 8 年並びに 10 年 1 月から 9 月までは 13 万 4,000 円、10 年 10 月から 12 月まで及び平成 11 年 6 月から 9 月は 14 万 2,000 円である。

一方、申立期間のうち平成 3 年から 6 年及び 8 年並びに平成 11 年 1 月から 9 月までについては、厚生年金保険料を控除されたことを確認できる給与明細書等の資料が無いことから、同期間について、申立人が主張している標準報酬月額を認めることはできない。

したがって、申立人の標準報酬月額として認定される額は、平成 7 年及び 8 年並びに 10 年 1 月から 9 月までは 13 万 4,000 円、10 年 10 月から 12 月まで及び平成 11 年 6 月から 9 月は 14 万 2,000 円であり、当該額は社会保険

事務所の記録上の標準報酬月額と一致することから、記録訂正する必要は認められない。

岡山厚生年金 事案 267

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 11 月 22 日から 46 年 8 月 13 日まで
申立期間は、A社に勤務し、荷物の積み降ろし等の仕事を行っており、厚生年金保険に加入していたと思う。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除していたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、勤務期間が不明確など、申立期間に係る申立人の記憶は曖昧であり、申立期間当時の状況に関する同僚の証言は得られない。

さらに、事業主は、書類をすべては保存していないため、人事記録等申立てに関する資料は確認できない。

加えて、雇用保険の加入記録を見ると、当該事業所における申立人の加入記録は確認できない。

このほか、申立内容に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 268

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 9 月 9 日から 44 年 3 月 24 日まで
昭和 43 年 9 月 9 日から A 市臨時職員(事務補助)として採用され、本採用される 44 年 3 月 24 日まで正規職員と同様な勤務形態であった。当然、厚生年金保険料を控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、事業主が申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、事業主から提出された申立期間に係る厚生年金保険被保険者台帳をみると、申立人の氏名の記載はない。

さらに、事業主から提出された所得税源泉徴収簿(昭和 44 年分)をみると、給与から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

このほか、申立内容に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 269

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険記録を訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月19日から49年11月1日まで
申立期間、A社に勤務し、倉庫で商品管理をしていた。しかし、厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所へ照会したところ、申立期間は、任意継続と表示されており、A社の厚生年金保険の被保険者となっていない。正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、事業主が申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立期間について、A社が厚生年金保険の適用事業所ではない。

さらに、申立人は、申立期間について、厚生年金保険の第四種被保険者となっている。

このほか、申立内容に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険記録を訂正する必要は認められない。

岡山厚生年金 事案 270

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 7 月 1 日から同年 8 月 5 日まで
② 昭和 59 年 7 月 1 日から同年 9 月 30 日まで

申立期間については、A社(①の期間)及びB社(②の期間)に入社し、配送業務及び建設現場において鉄骨の仕上げに従事しており、歯医者に通っていたこと及び厚生年金保険料が引かれていたことを記憶している。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、事業主が申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所の保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立期間において、申立人の氏名の記載は無く、整理番号に欠番も無い。

①の期間について、事業主は、書類をすべては保存していないことから、人事記録等申立てに関する資料は確認できない。

②の期間について、事業主から提出された申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書を確認したところ、申立人の氏名は記載されていない。加えて、雇用保険の加入記録によれば、申立人は、申立期間中、雇用保険の被保険者とはなっていない。

このほか、申立内容に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月から 38 年 9 月まで
昭和 36 年 7 月から 38 年 9 月までの間、厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録は見当たらないとの回答を受けた。上記期間はA社B支店で営業職として勤務し、少ない給料から厚生年金保険料を天引きされて苦しかったことを憶えている。厚生年金保険に加入していたので被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶していた上司及び同僚の氏名が社会保険庁の記録から確認できることなどから、A社B支店に勤務していたことは推認できるが、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細などの資料は無い。

また、申立人と同じ営業職として勤務していた同僚2名については、当該事業所において厚生年金保険に加入しておらず、かつ、当時の上司は、「営業職については、委任契約で出来高歩合制度であったので、厚生年金保険の加入は無い。」旨の回答をしている。

さらに、社会保険事務所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人の氏名の記載は無く、整理番号に欠番も見当たらない。

加えて、当該事業所（移管された支社、一括適用となった本社を含む）は全喪しており、人事記録等申立てに関する資料は確認できない。

このほか、申立内容に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月から50年12月まで
厚生年金保険の加入期間について、社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間については、加入記録は見当たらないとの回答を受けた。A社は法人事業所であり、勤務期間は2、3年あるので、厚生年金保険に加入していたと思う。証拠となる資料等はないが、A社の喫茶店で働いていたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

上司の厚生年金保険の加入記録があることなどから、申立人がA社に勤務していたことは確認できるが、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細などの資料はない。

また、当時の複数の支配人から、「従業員の中には、給与から厚生年金保険料が天引きされると、手取りが少なくなるため、厚生年金保険に加入しない者がいた。」「喫茶店の従業員については職種によって厚生年金保険に加入していない者もいた。」旨の証言があった。

さらに、雇用保険の加入記録によれば、申立人は、申立期間中、雇用保険の被保険者となっていない。

加えて、社会保険庁の記録によると、申立人は、申立期間において国民年金に加入していることが確認できるとともに、社会保険事務所の保管する当該事業所に係る被保険者原票には、申立期間において申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も見当たらない。

このほか、A社は既に全喪しており、人事記録等申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険

料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。